

新旧対照表

改正後	改正前
職 発 第 430－ 2 号 平成 12 年 6 月 12 日 各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿 厚生労働省職業安定局長 (公 印 省 略) 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業） の実施について (略) 記 1 シルバー事業の内容 (略) (1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施 少子高齢化に伴い今後、労働力の大幅な減少が見込まれるなか女性 の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材セ ンターにおける育児分野、人手不足分野等での<u>高年齢者</u>の活躍の場の 創出を推進していくため、別紙 1「高齢者活用・現役世代雇用サポート	職 発 第 430－ 2 号 平成 12 年 6 月 12 日 各 都 道 府 県 労 働 局 長 殿 厚生労働省職業安定局長 (公 印 省 略) 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業） の実施について (略) 記 1 シルバー事業の内容 (略) (1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施 少子高齢化に伴い今後、労働力の大幅な減少が見込まれるなか女性 の社会進出の後押し、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材セ ンターにおける育児分野、人手不足分野等での<u>高齢者</u>の活躍の場の創 出を推進していくため、別紙 1「高齢者活用・現役世代雇用サポート事

事業実施要領」のとおり事業を実施する。 (2) (略) <u>(削除)</u> <u>(3) 契約見直しに係る説明への対応（令和6年度補正予算繰越分）</u> (略) <u>(4) 介護分野就業機会促進事業の実施</u> (略) 2 シルバー事業で取り扱う仕事の範囲等に係る留意事項 (1)～(2) (略) (3) シルバー連合における会員拡大の留意点 高齢化が進展する中で、シルバー事業は、<u>高齢者</u>の多様な就業機会の確保という面や、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるという面から、地域社会における役割が益々高まっている現状を踏ま	業実施要領」のとおり事業を実施する。 (2) (略) <u>(3) フリーランス新法に係る就業環境の整備（令和5年度補正予算繰越分）</u> 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下、「フリーランス新法」という。）の施行により義務化される特定受託事業者（会員）への就業条件の明示について、義務の適正な履行にあたり、事務処理の円滑かつ効率的な体制を整備するための人員的支援を行う。 <u>(4) 契約見直しに係る説明への対応（令和6年度補正予算分）</u> (略) <u>(5) 介護分野就業機会促進事業の実施</u> (略) 2 シルバー事業で取り扱う仕事の範囲等に係る留意事項 (1)～(2) (略) (3) シルバー連合における会員拡大の留意点 高齢化が進展する中で、シルバー事業は、<u>高齢者</u>の多様な就業機会の確保という面や、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるという面から、地域社会における役割が益々高まっている現状を踏まえ、
--	---

え、人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する会員を拡大するための取組や、男性に比べて入会者が少ない女性の会員を拡大するための取組を推進すること。 (4) 高年齢退職者に対する仕事の提供に係る留意点 ① シルバー連合は、高年齢退職者に対して、受注した仕事を、能力と希望に応じて公平に提供するように配慮すること ② (略) (5) (略) 3 (略) (参考) 本通達の改正経過 職 発 1220 第 8 号 職 発 0331 第 43 号 令和 6 年 12 月 20 日 令和 7 年 3 月 31 日	人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する会員を拡大するための取組や、男性に比べて入会者が少ない女性の会員を拡大するための取組を推進すること。 (4) 高年齢退職者に対する仕事の提供に係る留意点 ① シルバー連合は、高年齢退職者に対して、受注した仕事を、<u>高年齢退職者の能力</u>と希望に応じて公平に提供するように配慮すること ② (略) (5) (略) 3 (略) (参考) 本通達の改正経過 職 発 1220 第 8 号 令和 6 年 12 月 20 日 <u>(新設)</u>
--	--

別紙 1

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業実施要領

1 目的

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）の本部（以下「連合本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）が、人手不足分野・現役世代を支える分野で高年齢者に就業する機会を提供し、①高年齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進するものである。

2 （略）

3 事業の内容

連合本部及び活動拠点において、人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、高年齢者へ提供するため、以下の業務を実施する。

（１）～（１０） （略）

4 （略）

5 その他

（１） 本実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（２） （略）

別紙 1

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業実施要領

1 目的

高齢者活用・現役世代雇用サポート事業は、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）の本部（以下「連合本部」という。）及びシルバー連合の活動拠点（以下「活動拠点」という。）が、人手不足分野・現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供し、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進するものである。

2 （略）

3 事業の内容

連合本部及び活動拠点において、人手不足分野・現役世代を支える分野で就業する機会を開拓し、高齢者へ提供するため、以下の業務を実施する。

（１）～（１０） （略）

4 （略）

5 その他

（１） 本実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（２） （略）

別紙 2

介護分野就業機会促進事業実施要領

1 目的

介護分野就業機会促進事業は、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）の活動拠点（以下、「活動拠点」という。）において、人手不足となっている介護分野の周辺業務における切り出しを行うことで、高齢者に対して介護分野の担い手としての新たな就業機会を提供するものである。

2 （略）

3 事業の内容

本事業は、人手不足となっている介護分野の業務について、その周辺業務の切り出しと発注の提案を行う介護プランナーを活動拠点に配置し、切り出した周辺業務の発注を促進するためのトライアル奨励金を活用することにより、高齢者に対して新たな就業機会を提供するものである。

なお、トライアル奨励金は、次の（１）及び（２）のすべての条件を満たす契約における、当該契約の始期から起算して１ヶ月分の配分金相当額を対象とするものとする。

（１） トライアル奨励金の対象となる契約の始期から起算して１ヶ月が経過した後も、当該業務の受注が継続されるものであること。なお、同一の業務内容の契約を改めて結ぶこととしても差し支えないが、改めて結んだ当該契約は（２）によりトライアル奨励金の対象外となる。

（２） 当該業務を受注した時点において、過去１年以上にわたり当該発注者からの仕事の受注がないこと。

別紙 2

介護分野就業機会促進事業実施要領

1 目的

介護分野就業機会促進事業は、シルバー連合の活動拠点（以下、「活動拠点」という。）において、人手不足となっている介護事業所に対し、介護事業の周辺業務の切り出しの提案を行い、介護分野の担い手としての新たな就業機会を創出するものである。

2 （略）

3 事業の内容

本事業は、介護事業所に対し、介護事業の周辺業務の切り出しと発注の提案を行うために介護プランナーを活動拠点内に配置し、トライアル奨励金を活用しながら、新たな就業機会を創出する。

（新設）

(削除)

4 事業計画等

- (1) 本事業を実施する活動拠点は、別添 1「介護分野就業機会促進事業実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を、高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第 5 条第 1 項に基づく交付申請書又は第 6 条第 1 項に基づく変更交付申請書に添えて提出するも

4 対象事業

対象となる事業は、介護事業所に対する介護プランナーのアプローチについて、戦略的な計画が立てられているものとする。

トライアル奨励事業は、トライアル期間の終了後においても継続して就業することが見込まれるものを対象とし、これを活用する場合は、次の(1)から(5)までのすべての条件を満たすものとする。

- (1) トライアル奨励事業の終了後も仕事の受注が継続されるものであること。
- (2) 過去 1 年以上の仕事の受注がない介護事業所であること。
- (3) 1 つの切り出し業務にトライアル奨励金を利用できるのは 2 人までとする。
- (4) 1 事業所にトライアル奨励金を利用できるのは 2 人までとするが、1 事業所から 2 つ以上の切り出し業務の受注があった場合には、4 人まで可とする。
ただし、管轄区域内に存在する介護事業所が 1 のみである場合には、この限りではない。
- (5) トライアル奨励金を利用できるのは、介護事業所を運営する 1 法人あたり 2 事業所までとする。ただし、管轄区域内に存在する法人が 1 のみである場合には、この限りではない。

5 事業計画書の提出

活動拠点は、別添 1「介護分野就業機会促進事業 実施計画書」について、別途実施される令和 5 年度高年齢者就業機会確保事業に係る国庫補助金の所要額調査の「所要額調査様式」と併せて、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課(以下、「高対課」という。)に提出するものとする。

のとする。

- (2) 本事業のうちトライアル奨励金の活用実績については、別添2「介護分野就業機会促進事業実績報告」を、交付要綱第11条第1項に基づく補助事業実績報告書に添えて提出するものとする。

なお、トライアル奨励金を活用した発注者との契約書の写し等の書類を、交付要綱第16条第2項における証拠書類として適切に保管しておくこととする。

5 事業経費の補助

国は、予算（高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分））の範囲内において、本事業の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

(削除)

6 その他

- (1) 本実施要領は、令和7年4月1日から適用する。
(2) (略)

(新設)

6 事業経費の補助

国は、予算（高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分））の範囲内において、本事業の実施に要する経費の一部を補助するものとする。

7 留意事項

トライアル奨励事業の実施状況については、四半期毎に別添2「介護分野就業機会促進事業実績報告」に記入の上、高対課に提出するものとする。実施状況の報告を行うために必要な資料（トライアル奨励事業を活用した介護事業所との契約書の写し等）を適切に保存しておくこと。

なお、各四半期の提出期限については、翌四半期の初月の15日までとする。

8 その他

- (1) 本実施要領は、令和5年4月1日から適用する。
(2) (略)

別添 1

介護分野就業機会促進事業 実施計画書
(活動拠点名)

1. 地域の介護分野の状況分析及びこれを踏まえた事業の計画について
(略)
2. 地域の介護分野において切り出しが想定される周辺業務及びその受注の見込みについて
(略)
3. 1 及び 2 を踏まえた介護プランナーの配置及び活動について
(略)

別添 2

(別添2)

「介護分野就業機会促進事業実績報告」(「元号」 年度分)

(活動事業名)

NO	金シ協 会員コード	活動拠点名 (略称)	契約期間		切り出し業務の内容	就業会員数 (単位：人)	契約額 (単位：円)	契約額のうち トライアル奨励金額 (単位：円)
			自	至				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

(注) 切り出し業務ごとに記載すること。

別添 1

介護分野就業機会促進事業 実施計画書
〇〇市シルバー人材センター

1. 管轄区域内の介護事業所の状況等を踏まえた事業の計画について
(略)
2. 管轄区域内の介護事業所に対して想定される周辺業務について
(略)
3. 介護プランナーの配置について
(略)

別添 2

(別添2)

「介護分野就業機会促進事業実績報告」(第〇四半期分)

〇〇適合

NO	金シ協 会員コード	活動拠点名	介護事業所名	契約期間		切り出し業務の内容	就業会員数	トライアル奨励金額 (単位：円)
				自	至			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

(注) 切り出し業務ごとに記載すること。